

# (仮称) こどもの権利救済機関 (こどもオンブズマン) の設置に向けて

令和7年11月17日 総合教育会議説明資料

沖縄県 こども未来部 こども家庭課

# 1. こどもオンブズマンとは

- こどもの権利が守られているかを行政から独立した立場でモニターし、調査や勧告する権限を持つ機関を、国際的に子どもコミッショナー、子どもオンブズマン・オンブズパーソン、子どもの人権機関などといいます。※1
- 日本はこれまで、子どもの権利条約に基づく国連・子どもの権利委員会から締約国審査を受けており、その中で「こどもからの苦情に開かれ、調査し、こどもの権利を監視する独立した機関の設置」について勧告されてきた。
- 国レベルでの監視機関については今だ設置されていないものの、自治体における救済機関の設置が増加しており、2025年4月現在、こども条例に基づく救済機関が50の自治体（うち都道府県は4県）で設置されている。※2

※1 こども基本法プロジェクトHP <https://www.kodomokihonhou.jp/commissioner/>

※2 子どもの権利条約総合研究所HP <https://npocrc.org/>

## 2. 他県の設置状況

| 設置自治体 | 救済条項施行日  | 条例名称                  | こどもの相談・救済条項に基づく委員・機関                          |
|-------|----------|-----------------------|---|
| 埼玉県   | 2002年8月  | 埼玉県子どもの権利擁護委員会条例      | 埼玉県子どもの権利擁護委員会<br>(子どもスマイルネット)<br>委員(3人、任期2年) |
| 秋田県   | 2006年9月  | 秋田県子ども・子育て支援条例        | 秋田県子どもの権利擁護委員会<br>委員(3人以内、任期2年)               |
| 長野県   | 2015年4月  | 長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例 | 長野県子ども支援委員会<br>(5人以内、任期2年)                    |
| 山梨県   | 2023年6月  | やまなし子ども条例             | 山梨県子ども支援委員会<br>(5人以内、任期2年)                    |
| 滋賀県   | 2025年10月 | 滋賀県子ども基本条例            | 滋賀県子どもの権利委員会<br>(5人以内、任期3年)                   |

子どもの権利条約総合研究所HP 参照

## 他県の活動状況

### こどもオンブズマンの機能

#### 相談受付

こどもや保護者からの相談を受け付ける。

#### 調査・調整

こどもが救済を希望した場合に、こどもと関係機関に対し調査・調整等を行う。

#### 審議・勧告

申立て事項について調査審議し、必要に応じて勧告等を行う。

### 埼玉県（H14設置）

相談件数：2,873件(R4)

主に子育て、思春期や学校関連

新規件数：6件(R4)

主に学校関係

勧告件数：0件

相談者、特に対象であるこどもの意思を確認しながら丁寧に対応することを基本とし、調査・調整活動を行っている。

平成14年度の業務開始以降、勧告に至ったケースは無し。

### 長野県（H27設置）

相談件数：1,010件(R4)

主に子育て、思春期や学校関連

(集計データなし)

県教育委員会に対する勧告件数：  
2件(R4)

- ①小学校でのいじめ被害による長期の不登校
- ②中学校部活動における顧問教諭からの体罰

※H27～R3は勧告ケース無し

## 第3章 子ども施策に関する重要施策

### 1 ライフステージを通じた重要施策

#### (1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

子ども・若者は、心身の発達の過程にあっても、生まれながらに権利の主体です。子どもまんなか社会の実現に向けては、子ども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、子ども・若者の今とこれからのための最善の利益を図る必要があります。そのためには、子ども・若者が、自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶことに加え、子どもに関わるおとなを含め、社会全体が子ども・若者を権利の主体として認識し、子ども・若者の自己選択・自己決定・自己実現を後押しすることが必要です。

このため、次に掲げる施策に取り組みます。

#### ア 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

##### ① 子どもの権利に関する周知・啓発

すべての子ども・若者に対し、県ホームページや県政出前講座等を通して、子ども基本法や本計画の理念や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、子どもの権利条約の認知度を把握しつつ、その趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等とも連携して取り組むことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く周知します。

子ども・若者が権利の主体であることについて、子ども・若者や子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとするすべてのおとなに対して、情報提供や研修等を通して幅広く周知するとともに、県全体で共有を図ります。

##### ② 人権教育の推進

学校において、人権教育に関する講話、体験活動への支援等により人権・道徳教育を充実させるとともに、研修等を実施することにより教職員の人権意識を高めるなど、学校における人権教育の推進に取り組みます。

##### ③ 子どもの権利侵害に対する相談・救済する仕組みの構築

子どものあらゆる権利が侵害されないことがないよう、子どもの権利尊重条例の更なる普及啓発に取り組み県民の理解を深めるとともに、各種相談窓口の周知及び連携強化を図ります。

子どもの権利擁護に関わる既存の調査審議機関（社会福祉審議会等）の権

能や役割、所掌範囲等を踏まえ、子どもの権利が侵害された場合の救済機関の設置に向けて取り組みます。

#### (2) 多様な遊びや体験、子ども・若者が活躍できる機会づくり

子ども・若者の健やかな成長の原点は、遊びや体験活動にあり、年齢や発達に応じて、地域や育成環境によって格差が生じないように配慮しつつ、多様な遊びや体験の機会・場を創出することが必要です。

また、子ども・若者が、一人ひとり異なる個性を伸ばし、それぞれの未来を切り開いていけるよう、多様な価値観、文化、人との交流や、それぞれの活躍につながる多様な教育の機会を創出する必要があります。

さらに、子ども・若者が性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、ジェンダー平等や性の多様性の理念を推進すること、また、子どものうちから生じる、性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消を図るなど、教育・学習の充実を図り、社会全体で広く理解を深める必要があります。

このため、遊びや体験活動の推進、子どもまんなかまちづくり、子ども・若者が活躍できる機会づくり、子ども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップ（男女の性差によって生じる社会的な格差）の解消に取り組みます。

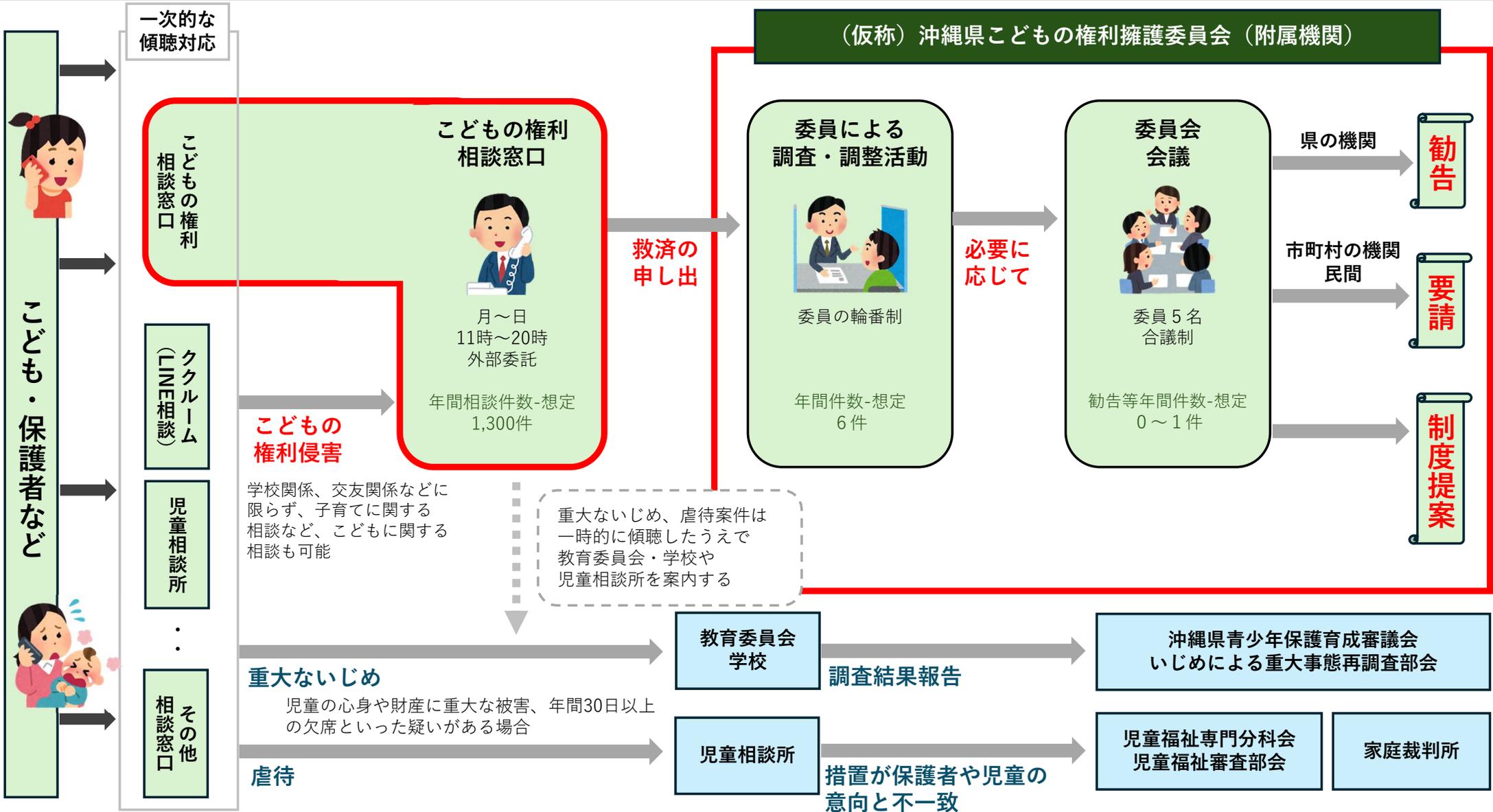
#### ア 遊びや体験活動の推進

健やかな成長につながる、多様な遊びや体験活動の機会・場を創出するため、次に掲げる施策を推進します。

一人ひとりの違いを認め合い、他人を思いやることのできる豊かな感性に満ちあふれ、沖縄らしい個性を持った人づくりに向けて、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、福祉教育や、地域の自然環境、歴史、伝統文化、芸術に触れる体験活動、ボランティア活動、スポーツ活動等を推進するほか、学校・地域における自然体験学習や読書活動等の多様な学習活動の充実に取り組みます。また、「沖縄県ボランティア・市民活動支援センター」への支援を通して、市町村ボランティアセンターにおいて実践している地域・学校における福祉教育、ボランティア学習の推進を図ります。

幅広い世代の住民が交流し、その地域の身近な学習の場として多様なニーズに応えられるよう、公民館、図書館、青少年教育施設、児童館等の地域コミュニティの核となる社会教育施設の学習環境の充実や、社会教育指導者等の資質向上等に取り組むとともに、沖縄県立博物館・美術館による「移動博物館」の実施や沖縄の自然・歴史・文化・芸術と結び付いた体験学習を通して、人々の心に潤いを与え、生きがいをもたらし、人々の交流を生み出す文化・

# (仮称) 沖縄県こどもの権利擁護委員会 組織イメージ



## 権利擁護委員会の設置効果

設置済自治体でのグッドプラクティス事例は下記のとおり。

|    | 相談内容   | 調整・取組内容  |
|----|--|--|
| 1  | 親から暴力を受けているが直接児相に相談することに抵抗がある。(高校生)  | 児相に情報提供を行い、自立援助ホームへ入所。入所後も相談者と連絡を取り合い、施設側との橋渡しを行う。                               |
| 2  | 家庭の事情で転居しなければならないが、転校したくない。(中学生)   | 相談者の父母それぞれと面談し相談者の気持ちを伝え、相談者からも父母に自分の思いを伝えることができた。中学卒業時に転居することになったが納得して転居できた。    |
| 3  | クラスの雰囲気良くない。(小学生)  | 学校の協力を得てこどもと面談、授業参観を実施。こども達の訴えをオンブズマンから学校に伝えた。                                   |
| 4  | 体育教師の言動及び指示が不適切。(中学生)  | 児童へのアンケート・個別ヒアリングと、当該教諭・校長等にヒアリング。学校に対し、生徒に寄り添って対応することを要望。教諭等は生徒や保護者に謝罪し、面談を重ねた。 |
| 5  | いじめの加害者として扱われ、学校への信頼が低下し不登校に。(中学生)   | 相談者、保護者、学校との意思疎通を図り、徐々に登校できるようになった。  |
| 6  | クラスメイトからいじめを受けている。加害生徒と関わりたくないが部活動に参加したいので別室登校をしている。(中学生)                  | 相談者の認識を伝えると学校側は真摯に受け止め実態把握に努めた。相談者は徐々に教室に戻るようになった。                               |
| 7  | 父からの電話。こどもが部活で先輩からいじめを受けている。先輩からこどもへの謝罪を求めている。(中学生)                        | こどもと面談すると、謝罪までは望んでいなかった。顧問と部活への復帰に向けて具体的に話し合いを行い復帰できた。                           |
| 8  | 障害のあるこどもが通常学級へ通う場合は保護者の付き添いが求められること、発達障害をもつこどもがその特性について理解を得られないといった相談が続いた。 | 教育委員会に対して人的支援や体制整備等に関する意見表明を実施。  |
| 9  | SNSでいじめを受けて学校に相談した。関係者全員の聞き取り調査や臨時保護者会の開催を要望したが、学校の対応が遅い。(中学生)             | 学校の対応方針と保護者の期待に食い違いが生じていることを確認。教育委員会と協議し、「いじめ対応基本手順」を各学校のホームページで公開。              |
| 10 | 髪型の校則に悩んでいる。(高校生)  | 生徒手帳や書面に記載していない頭髮検査の項目を確認。相談者は校長と直接面会を希望し実現。校則の一部見直しと「相談箱」の設置が行われた。              |

『子どもコミッショナーはなぜ必要か』抜粋